

令和8(2026)年度

いじめ防止基本方針

大阪市立南津守小学校

令和8(2026)年度 いじめ防止基本方針

大阪市立南津守小学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

<基本理念>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、十分に理解できるようにすることを旨とし、本校のいじめ防止等の対策を行うものとする。

2. 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる。」という認識のもと、「豊かな心を持つ、いきいきとした子ども」「人間性豊かな子ども」育成のために「大阪市立南津守小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを全員が強く認識する事に重点を置く。

② 未然防止・早期発見のための取組

「いじめは決して許されない」という強い認識の定着が未然防止の第一ととらえる。その前提のもと、豊かな情操や道徳心、自他を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高める。

さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話連絡窓口の周知、スクリーニングシートの活用等、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者・地域と連携して児童を見守り、早期発見に努める。

③ 家庭・地域との連携

学校ホームページの充実および学校だよりの地域等への配布など、情報公開に努

め、学校の現状および取組内容について広く公開する。

また、はぐくみネットとの密接な連携により、家庭・地域による学校への関心を高め協力体制の強化をはかる。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（人権尊重の精神を基盤として）

- ① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応
 - ・ 学校内での生活全般における規範意識の醸成に努め、学習活動時も規律と秩序ある雰囲気作りを心掛ける。配慮を要する児童への関わりを重要ととらえ、細かな変化を見逃さない指導を心掛ける。
- ② 相互公開授業等「わかる授業」づくりにおける具体的な取組について
 - ・ 課題に応じた、教材の選定及び教材研究の充実を図る。
 - ・ 個に応じたきめ細かな授業展開の継続的実践を進める。
 - ・ 担当者の打合せを綿密に行い、対象単元やグループ分けについての適宜見直しを図り効果を高める。
- ③ 指導力の向上に関する取組について
 - ・ 授業担当者が全員公開授業や研究授業を行い、相互に研修に努め「わかる授業」の構築・実践をめざす。
 - ・ 学びを楽しむことができる児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した研究を全学年で取組み、研究授業・授業実践および各研修を計画通りに行う。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組について
 - ・ 学校行事における集団活動・感動体験を通して、所属感・連帯感を深め、協力して、よりよい学校生活を築こうとする態度を育てる。
- ② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくりについて
 - ・ 自然や環境との関わりに関心を持ち、いのちを大切に作る心を育てる。
 - ・ 互いに関わり合いながら絆づくりを進め、友だちを思いやる言葉づかいや行動を心がけ、互いのよさを認め合おうとする態度を育てる。
- ③ 児童を認め、誉める指導を充実させるための取組について
 - ・ 自分自身の取組を発表する機会を設定し、自分自身の存在を認識する機会を設定する。他人の役に立っている、認められているといった自己有用感および充実感を得ることができる場面で、自尊感情の醸成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組について
 - ・ いじめは重大な人権問題ととらえ、その解決に資する教育の大切さを十分に認識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標となるよう、留意した指導を展開する。
- ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組について
 - ・ 学校生活の中で「これはいじめである」と気づき、強く発言できる雰囲気づくりを行う。常に、日常生活の中での不公平や理不尽な関係について、勇気を持つ

て発言できる雰囲気づくりを行う。

③ 情報モラルに関する取組について

- ・ 情報機器が広く普及しつつある状況をより認識し、何気ない書き込みなどにより、いじめや人権問題に発展することがないよう情報モラルの指導を徹底する。

④ いじめについて考える日の取組について

- ・ 児童朝会や学級において、発達段階に応じた課題について指導を展開することで、いじめを許さない態度を養う。

4. いじめの早期発見・早期解決についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもつ。状況だけで判断せず、いじめを隠したり軽視したりすることをせずに積極的に認知する。

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① 児童観察の充実と情報の共有化について

(ささいな変化に気付くことができる体制づくりについて)

- ・ 日常における児童の交友関係をしっかりと把握するとともに、生活実態を把握し、児童が示すささいな変化や危険信号（サイン）を見逃さないよう、言葉や行動の変化について速やかに感じ取る教職員の感性を磨く。児童の日常の動を観察する中でのわずかな変化の記録（5W1H）について適切な情報交換を行う。

② 信頼関係の構築について

- ・ アンケート調査や個人面談だけでなく、日常の教育活動の中で、児童が安心して心を開き相談できる雰囲気と体制作りに努める。児童との信頼関係構築に努めるが、特に学級担任が窓口となれるよう全教職員でサポート体制を整える。

③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について

- ・ 親身な教育相談を充実させるため、スクールカウンセラーや養護教諭との積極的な連携を図る。不安を抱えた児童が安心して相談できるよう、相談しやすい環境を整える。

④ 外部機関との連携について

- ・ 大阪市こども相談センターの教育相談や24時間いじめ相談ダイヤルなど、校外の関係諸機関の利用方法を必ず児童・保護者に周知し、活用できることを啓発していく。

⑤ 被害児童の保護、加害児童への指導について

- ・ いじめがあると思われる事案について、その事実を正確に把握するため、当該児童ならびに周囲の児童から個別に事情を聞き取り、迅速に情報収集して指導に当たる。

<被害児童の保護>

- ・ 被害児童から、当時の状況や気持ちについて十分聞き取り、いじめられている児童を守る体制を最優先する。「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ 保護者に対して、その日のうちに迅速に事実関係を伝えるとともに、全教職員

協力の下で見守りを行うなど、被害児童を徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安除去に努める。

<加害児童への指導>

- ・ いじめた児童には、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であり、人権を侵害する許されない行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

ただし、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

<保護者への連絡>

- ・ 保護者に対して迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。
さらに、それぞれの保護者に、お互いの児童の気持ちと今後の指導方針、相談体制等を伝え、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。それぞれの保護者・児童には、以後の対応の経過報告を継続的に行う。

5. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織「いじめ防止対策委員会」

<構成>

校長・教頭・首席・教務主任・生活指導部長・当該学年担任・副担任・養護教諭・人権教育主担 * 事案の内容に応じて、担任、特別支援コーディネーター、などを加える。

<役割>

- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・ 校内研修会実施の際、いじめアンケートの実施・活用などその都度に適切な内容により常に緊張感のある職場づくりにつとめる

【調査等】

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ② 教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査（個人懇談）
年2回（7月・12月）

*回収したアンケートは当該児童が卒業するまで保管する。6年生の実施分については、卒業後1年間保管する。

【研修会】

- ・ 特別支援教育研修会・児童理解 （4月・6月・3月）
- ・ 人権教育実践交流会 （11月）
- ・ 生活指導研修会・児童理解 （4月・6月・2月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発について
 - ・ 学校ホームページの充実および学校だよりの地域等への配布など、情報公開に努め、学校の現状を広く公開し、家庭・地域による学校への関心を高め協力体制の強化をはかる。
- ② 学校協議会への提案・協力体制について

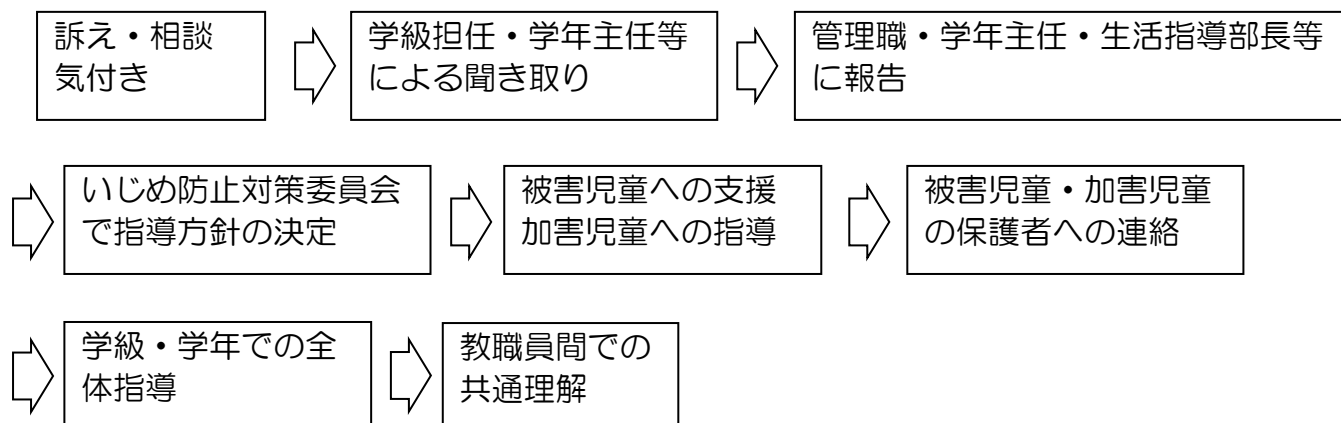
- ・ 学校協議会において、「大阪市立南津守小学校いじめ防止基本方針」策定の理念および内容について、特に校内での取組の様子を提言し、助言を得るとともに協力を要請する。
- (3) 取組内容の検証
- ① 「運営に関する計画」との関連について
 - ・ 「運営に関する計画」において人権教育の推進をはかる中で、いじめ防止についての指標に注目し、その取組が適切に行われたかどうかの進捗状況を確認する。
 - ② 取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について
 - ・ 「学校評価アンケート」におけるいじめや人権感覚の醸成についての項目に注目し、本項の取組について自己評価を行う。特に、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について、慎重な審議、検証を行う。

6. 重大事案への対処

いじめが原因となり、被害者に重大な被害が生じた事態では特別な対処を行う。特に、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」または、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」のある重大な事態が生じた場合は、次に示す対処を行うものとする。

- ① 重大事態の発生を、速やかに大阪市教育委員会に報告を行う。
- ② 大阪市教育委員会の指導・支援のもと、重大事態の調査組織を設置する。調査組織は、重大事態の性質に応じて専門家を加える場合、専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で組織する場合など、調査の公平性・中立性を確保した組織の構成に努める。
- ③ 調査組織により、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめ行為の客観的な事実関係を可能な限り明確にする。なお、調査にあたっては、その情報がいじめられた児童・保護者に提供されることもある旨、事前に調査対象児童および保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ 調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮し、いじめを受けた児童・保護者に、情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を大阪市教育委員会へ報告する。

7. いじめ発見の際の流れ



8. 大阪市いじめ対策基本方針（令和8年5月改定）

添付資料「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」
[大阪市いじめ対策基本方針.pdf](#)

